

第 2 回 多治見市特別職報酬等審議会 議事録

日 時：平成 22 年 9 月 29 日（水）

14：30～16：30

場 所：多治見市役所本庁舎 5 階第三会議室

出席委員： 牛込進委員、松本勉委員、藤井多賀子委員、坂崎田鶴枝委員、大野聖委員、堀尾憲慈委員、田尻宣子委員

欠席委員： 鈴木周作委員

事務局： 土田芳則企画部長、木村雅利人事課長、河地孝彦人事課副主幹、水野琢也人事課総括主査

14：30 開会

議長 第 2 回多治見市特別職報酬等審議会を開催します。本審議会は、今回と第 3 回審議会で終了する予定です。よって、本日の審議会では、答申の方向性を決定し、次回審議会では答申することとしたい。

まず「秘密会について」を議題といたします。本審議会は秘密会とすることができますが、本日はその必要もないと認められますので、秘密会としないことに決してよろしいでしょうか。

委員一同 異議なし。

議長 ご異議ないようですので、そのように決しました。

次に、「議事録署名委員を定めるについて」を議題といたします。

多治見市特別職報酬等審議会運営規則第 9 条第 1 項の規定により、本日の議事録署名委員を出席委員から 2 名以上定めることになっておりますので、議長において 2 名指名したいと思いますがご異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ご異議がございませんので、議長において堀尾憲慈委員、大野聖委員の両委員を指名いたします。

次に、「多治見市議会議員の議員報酬及び多治見市長、副市長の給料の額並びに改定時期について」を議題とします。第 1 回の審議会において要望した資料については、あらかじめ事務局から送付されております。事務局において補足説明があればお願いします。

木村課長 (多治見市健全な財政に関する条例における財政判断指数について補足説明)

土田部長 («わかりやすい決算書» について補足説明)

木村課長 (特別職の退職手当について補足説明)

議長 民間企業と比較して、退職手当は非常に高いと感じる。

それでは、議員の議員報酬及び多治見市長、副市長の給料の額について、委

員の皆さんの意見を求めます。

委員 他市と人口規模を比較し、これを参考に金額を決定してはどうか。人口が多治見市より若干多い、各務原市、大垣市と比較検討してみてもどうか。

委員 議員報酬は、議員が議員報酬のみで生活できるうえで、十分な議員活動が可能となる金額でなければならない。現在の報酬額は、特に高い金額ではない。

委員 特別職の活動状況は、どのようか。

木村課長 市長、副市長は、基本的には土日祝日以外は出勤し、執務している。土日祝日についても、行事等の公務があるので、勤務している日が多い。

議員についても、議会活動以外にも、地域での活動等、各議員の議員活動がある。

委員 特別職は、副業ができないのか。

木村課長 市長、副市長は常勤であるため、副業はできない状況。議員は非常勤であるため、副業がある場合がある。ただし、請負制限の規定があるため、議員自身が代表を務めるときは、市役所と契約することができない。

委員 議員報酬は、生活できる金額を支給する必要がある。報酬額が低過ぎると、良い人材が議員になることができない。

議長 現在の多治見市の財政状況が、非常に厳しいことを念頭に議論する必要がある。しかし、報酬を下げると議員になれる人材が限定されてしまう。議員報酬総額という観点で見れば、議員定数を減らすという方法もある。しかし、本審議会として議員定数については、答申することはできない。

委員 市長、副市長については、給料額より退職手当が多額であることが問題である。退職手当の計算方法をみると、給料月額額の5倍の額を基礎額としているが、民間企業では、退職手当の基礎額が給料月額額の3倍を超えると税務署に不当なものとして扱われる。

議員については、一般市民から見るとその活動内容がよくわからない。報酬額は一律でなければならないのかもしれないが、将来的には、活動内容を第三者が評価した上で、議員ごとに活動実績に応じた報酬額を支給するという方法を検討すべきではないか。

議長 以前、長期の病気療養のために議会を欠席する議員に対して、満額の報酬を支給していることが問題となったが、現在は改善されているのか。

木村課長 現在も、報酬を減額する規定はない。

議長 議会の出席・欠席に関わらず、報酬額が同じということは問題であり、改善する必要がある。

委員 議員報酬が一律であるのは、4年毎の選挙でその活動実績が評価されるからである。現職議員は、4年間の活動実績を基に、選挙民の審判を受けることになる。活動していない議員に選挙民が投票しなければ、活動していない議員は落選する。

委員 一般市民、市職員の給与が下がっているの、同程度の減額をすべきではないか。

委員 今回の答申は、経済情勢、一般市民の給与が下がっている状況等を考慮し、給料を引き下げる方向で検討すべきではないか。

委員	議員報酬は、一般市民から見ると高額である。しかし、選挙費用の全てが公費で賄われているわけではなく、一般市民と同一視することはできない。
委員	現在の経済情勢等を考えれば、若干でも引き下げる必要がある。
委員	他市の最近の改定状況は、全て引き下げとなっている。この状況で、多治見市だけが引き上げ又は現行どおりという結論を出すことは、大きな問題となる。
委員	市職員の給与が下がっているのに、上司である特別職も引き下げるべきである。引き下げ幅は、他市の改定状況を考慮すると3～5%程度の引き下げではないか。市長等は給料3%の引き下げと退職手当の見直し、議員等は報酬5%引き下げでどうか。
委員	三島市等、人口が同規模の自治体との均衡を考慮し、市長の給料は、平成8年の改定前の97万円でどうか。
議長	退職手当は、民間企業の水準と比較して相当高い。
委員	退職手当は、全国統一の制度なのか。
水野総括主査	退職手当の制度は全自治体にあり、計算方法もほぼ同一である。
議長	民間企業の退職手当の係数は、会長又は社長が係数「3」、取締役が係数「1.5」程度である。特別職の係数「5」という数値は、民間企業では有り得ない数値である。
委員	人件費総額を減らすという考えから、月額を減らすのではなく、退職手当と議員定数を見直すこととしてはどうか。 月額の引き下げを行うのであれば、議員等より市長等を多く引き下げるべきである。
委員	最近の経済情勢、一般市民の収入が下がっている状況なので、引き下げるべきである。退職手当についても、他市と同程度なのかもしれないが、今後の検討すべき課題と考える。
土田部長	退職手当の支給率は、平成5年の岐阜県退職手当組合の支給率改定に併せて、県内の多くの市と同様に引き下げを行った。平成5年以降、本市は変更していない。
議長	本審議会は、退職手当について言及できるのか。
土田部長	市長、副市長の給料月額と議員の議員報酬額を諮問している。退職手当及び議員定数については、諮問していない。よって、答申することはできない。付帯意見とすることは可能である。
委員	退職手当に言及できないのであれば、市長、副市長の引き下げ割合を増やす必要がある。
委員	給料月額を引き下げれば、退職手当も減額となる。
委員	退職手当の係数を見直すことが重要である。
土田部長	現在、退職手当及び議員定数を見直そうという庁内議論はない。
委員	今年から議会が中心となって、市民との対話集会を開催する予定である。議員報酬及び議員定数について、集会の中で意見が出るのではないかと。 議員自身も現状を認識しており、常識的な範囲内の金額で引き下げになると

考えているのではないか。

議長

引き下げという方向性でよろしいかと思うが、引き下げ割合について検討したい。退職手当に言及できないのであれば、市長、副市長の引き下げ割合を議員より増やす必要がある。

委員

各務原市が一つの目安になるのではないか。各務原市は多治見市より人口が多いが、給料、議員報酬の額が多治見市を下回っている。各務原市より高い金額は適当ではない。

委員

市長、副市長の暫定措置後の給料月額は、5%程度の減額となっており、適当な金額ではないか。各務原市より低い金額となる。

議員については、5%では引き下げ過ぎになると考える。

委員

各務原市より少し低い金額に引き下げてはどうか。

委員

財政状況が良い各務原市と同じ金額は、適当ではない。

議長

5%引き下げた場合の金額はいくらか。

水野総括主査

(次のとおり回答)

	現行	5%引き下げ
市長	1,030,000 円	978,500 円
副市長	860,000 円	817,000 円
議長	590,000 円	560,500 円
副議長	540,000 円	513,000 円
議員	490,000 円	465,500 円

議長

市長、副市長については、退職手当が支給されることも視野に入れる必要がある。

委員

引き下げ率を一律にする必要は無い。

委員

引き下げ率を一律にしても問題ない。

委員

5%引き下げると、議員の議員報酬が、江南市のように多治見市より人口が少ない自治体より低い金額となる。各務原市が直近で3%引き下げていることを参考に4%の引き下げとしてはどうか。

議長

4%引き下げた場合の金額はいくらか。

水野総括主査

(次のとおり回答)

	現行	4%引き下げ
市長	1,030,000 円	988,800 円
副市長	860,000 円	825,600 円
議長	590,000 円	566,400 円
副議長	540,000 円	518,400 円
議員	490,000 円	470,400 円

委員

引き下げ率の目安ができたので、第3回審議会までの間に、各委員が何%の引き下げが適当なのか意見をまとめてくることにしてはどうか。

議長 参考までに聞くが、岐阜県知事の給料はいくらか。

土田部長 本則は 1,340,000 円だが、岐阜県の財政状況の悪化に伴い、現在は暫定的に 3 割削減し 938,000 円としている。副知事、議員等は、2 割削減している。

委員 市長、副市長は、現在に暫定措置で減額している。5%引き下げても現在の給料額と同じであり、実質的には引き下げたことにはならない。

委員 期末手当は、どうなっているのか。

土田部長 現在は年間 4.1 月だが、人事院勧告に基づき年間 3.9 月とする予定である。

議長 退職手当が高額であることが問題である。各委員には、次回の審議会で退職手当に対する考えを意見していただきたい。

退職手当及び議員定数について、本審議会は答申できないので、必要であれば審議会の意見として提出したい。

委員 退職手当は、退職時の給料月額を基に計算するので、現在の市長の場合は 980,000 円ではなく 1,030,000 円で計算するのか。

土田部長 現在の規定では、1,030,000 円で計算することとなる。今回の審議会の答申を受けて給料月額を改定した場合は、改定後の金額を基に計算する。

委員 市長、副市長の給料額を、現在の暫定措置の金額に引き下げたのみでは、実額が減っておらず、議員のみを引き下げたという印象にならないか。前市長の暫定措置を参考に、市長を 970,000 円に引き下げてはどうか。

議長 意見が出尽くしたようですので、会長の私と会長の職務代理者である松本委員で答申の素案を作成し、今回はこの素案を基に議論し、答申内容を決定したい。

委員一同 異議なし。

議長 今回は、10 月 13 日午後 3 時からの予定としたいと思いますので、皆様予定をよろしく願いいたします。

なお、会場等、詳細については、改めて事務局から通知しますのでよろしく願いいたします。

本日の会議は、これにて散会いたします。